【参考資料①】

「【文部科学省】学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和 6 年4月 追補版)」p.16-18 より抜粋

(1)気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律の概要

気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を 改正する法律の概要

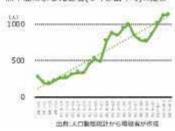
◆ 環境省

気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、**気候変動適応法**を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す**実行計画**や、熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法定化するとともに、特別警戒情報の発表期間中における**暑熱から避難するための施設の開放措置**など、熱中症予防を強化するための仕組みを創設する等の措置を講じるものです。

를 받음

- 熱中症対策については、関係府省庁で普及啓発等に取り組んできたが、熱中症による死亡者数の 増加傾向が続いており、近年は、年間1,000人を超える年も。
- 「熱中症警戒アラート」 (本格実施は令和3年から) の発表も実施してきたが、熱中症予防の必要性は未だ国民に十分に浸透していない。
- 今後、地球温暖化が進めば、極端な高温の発生リスクも増加すると見込まれることから、法的裏付けのある、より積極的な熱中症対策を進める必要あり。

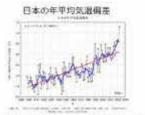
熱中症による死亡者(5年移動平均)の推移



自然災害及び熱中症による死者故

	HERE	納中區
2017#	329A	535A
2018年	452.A	1,581,4
2019年	159A	1,224.4
2020年	528人	1,528A
2021年	150A	755A
2022#	26.4	1,477.5

出典・令和5年前炎白書及び人口動隊統計



■ 主な改正内容

期持

 環境大臣が議長を務める熱中症対策推進 会議(構成員は関係府省下の担当部局長)で熱中 症対策行動計画を策定(法の位置づけない)

/関係飛省庁:內閣官席、內閣府、総務省、文部科学省、厚生労 撤省、最林水務省、経済産業省、国土交通省、観光庁、気保庁

環境省と気象庁とで、
 熱中症警戒アラート
 を発信(法の位置づけない)
 ※本格実施は令和3年から

い **単語**アラート 33

現行「アラート」の告知画像

 海外においては、極端な高温時への対策 としてクーリングシェルターの活用が進 められているが、国内での取組は限定的

 独居老人等の熱中症弱者に対する地域に おける見守りや声かけを行う自治体職員 等が不足

気候変動適応法の改正により措置

- ・熱中症対策実行計画として法定の閣議決定計画に格上げ
- →関係府省庁間の連携を強化し、これまで以上に総合的かつ計画的 に熱中症対策を推進

米助中佐対策推議会議は熱中佐対策実行計画において必要づけ

- ・現行アラートを熱中症警戒情報として法に位置づけ
- さらに、より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報を創設(新規)
- →法定化により、以下の措置とも連動した、より強力かつ確実な熱中症対策が可能に
- 市町村長が冷房設備を有する等の要件を満たす施設(公 民態、図書館、ショッピングセンター等)を指定署熱避難施設 (クーリングシェルター)として指定(新規)
- →指定署熱避難施設は、特別整戒情報の発表期間中、一般に開放
- 市町村長が熱中症対策の普及啓発等に取り組む民間団体等を熱中症対策普及団体として指定(新規)
- →地域の実情に合わせた普及啓発により、熱中症弱者の予防行動を 徹底

<施行期日>

Œ

- 熱中症対策実行計画の策定に関する規定:公布の日から1月以内で致令で定める日(令和5年6月1日)
- その他の規定:公布の日から1年以内で政令で定める日(令和6年4月1日)

独立行政法人環境再生保全機構法の改正により措置

- 鹽戒情報の発表の前提となる情報の整理・分析等や、地域における対策推進に関する情報の提供等を環境再生保全機構の業務に追加
- → 熱中症対策をより安定的かつ着実に行える体制を確立

政府・市町村需関係主体の連携した対策の捕進により、熱中症死亡者数の顕著な減少を目指す

【参考資料①】

「【文部科学省】学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和 6 年4月 追補版)」p.16-18 より抜粋

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の</u> 健康に係る被害が生ずるおそれがある場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す) <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, <u>R5:1,232回</u>	気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)
発表基準	府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合	都道府県内において、全ての署さ指数情報提供地点における翌日の日最高署さ指数(WBGT)が35 (予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合 (上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討)
発表時間	前日 <u>午後5時</u> 頃 及び 当日 <u>午前5時</u> 頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫(現行は赤)	**

【文部科学省】学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和 6 年4月 追補版)」p.7 より抜粋挿入

(2)人の体温調節メカニズム

(人の体温調節メカニズム) 人は体制の上昇を動ぐために、自律的に皮膚近くの血管を拡張し、皮膚の近くに血液を多く流して、皮膚から周辺に放熱することにより血液を冷やします。特に手や足の抹消部分は、暑にせきには寒にせきより血液量が100倍程度も多くなると言われています。皮膚からは以下の3通りのメカニズムで放熱します。 「空気に放熱 (別流)」 「皮膚に直接造たる空気に放熱して皮膚を冷やします。気温が高いほど、放熱は進みません。 「発汗して放熱 (系発) 】 空気やまわりのモノに放熱するだけでは足りずに、体温が上昇してしまう場合に発汗が始まります。汗が蒸発するときに皮膚から気化熱を奪ったとで皮膚を冷やします。湿度が高にヒニ汁が蒸発しにくく放熱が進みません。発汗すると体内から水分・塩分が失われるので、水分・塩分を補給する必要があります。 気温が高くても空気がからっと

乾いていれば放熱しやすい 気温が高くて湿度が高いと熱が

こもって危険!

出典)まちなかの暑さ対策ガイドライン(環境省)

【参考資料①】

「【文部科学省】学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和 6 年4月 追補版)」p.16-18より抜粋

(3)暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT)について

暑さ指数(WBGT)とはWBGT: Wet Bulb Globe Temperature)

◆ 人体と外気との熱のやりとり(熱収支)に着目し、 気温、温度、日射・輻射、風 の要素をもとに算出する指標



暑き抱款 (WBGT) 無定装置

暑さ指数 (WBGT) の算出

【算出式】WBGT=0.7 × 湿球温度 + 0.2 × 黒球温度 + 0.1 × 乾球温度

○乾球温度:通常の温度計が示す温度。いわゆる気温のこと。

○温球温度:湿度が低い程水分の蒸発により気化熱が大きくなることを利用した、

空気の湿り具合を示す温度。湿球温度は湿度が高い時に乾球温度に

近づき、湿度が低い時に低くなる。

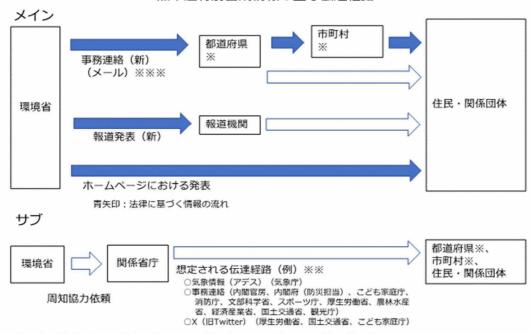
○黒球温度:黒色に塗装した中空の銅球で計測した温度。日射や高温化した路面

からの輻射熱の強さ等により、黒球温度は高くなる。

※気象庁データに基づいた、全国約840地点の暑さ指数の実況値や予測値が「環境省 熱中症予防情報サイト(https://www.wbgt.env.go.jp/)」で公開されています。

(4)熱中症特別警戒情報の主な伝達経路

熱中症特別警戒情報の主な伝達経路



※都道府県、市町村において、地域の実情に応じて、既存の枠組の活用を含めて伝達経路は選択可能

例: 都道府県・市町村の情報伝達システム、防災無線、Lアラート、メール、電話、回覧、広報紙、声かけ等 ※※様々なルートやツールを通じて熱中症特別警戒情報を広く国民に届けるとともに、一層の予防行動が必要なことを強く呼びかける。 例: 気象庁は、禁中症特別警戒情報が発表された際には、気象に関する今後の見通しや解説を行うための情報の中で禁中症特別警戒情報の発 表状況に言及し、サブルートとして周知に協力する。

※※※環境省から都適府県への連絡については、該当都適府県のみならず近隣の都道府県を含む全国に注意喚起が必要なことから、事前に登録いただいた宛先にメーリングリストなどで送付